

昭和二十七年建設省令第二十三号

公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第八十四号）第四条、第十二条第二項、第二十三条及び第二十五条第一項の規定に基き、並びに同法を実施するため、公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則を次のように定める。

（登録の申請）

第一条 公共工事の前払金保証事業に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項に規定する登録申請書は、別記様式第一号により作成するものとする。

（登録申請書の添付書類）

第二条 法第四条第二項第四号に規定する国土交通省令で定める書類は、法第四条第一項に規定する登録申請者が法第六条第一項第六号の規定に該当しないことを証する書類（国土交通大臣が必要と認める場合に限る。）とする。

（事業計画書の記載事項）

第三条 法第四条第二項第三号に規定する国土交通省令で定める事項は、初年度における年間の都道府県別及びび主要な発注者別保証計画とする。

（事業方法書の記載事項）

第四条 法第四条第三項に規定する国土交通省令で定める事項は、左に掲げるものとする。
一 責任準備金の算出方法に関する事項
二 前払金の使途の監査方法に関する事項
三 財産の利用方法に関する事項
四 法第十九条第一号から第三号までに規定する事業（以下「金融保証事業」という。）を営もうとする場合においては、同条第一号から第三号までに規定する債務の保証に関する契約（以下「金融保証契約」という。）の締結の手續に関する事項

五 金融保証事業を営もうとする場合においては、金融保証契約に係る貸付資金の使途の監査方法に関する事項
（心身の故障により前払金保証事業を適正に営むことができない者）

第五条 法第六条第一項第六号（法第七条第四項において準用する場合を含む。）に規定する国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により前払金保証事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（登録変更申請書の添付書類）

第六条 法第七条第三項に規定する国土交通省令で定める書類は、保証事業会社が法第六条第一項第六号の規定に該当しないことを証する書類（国土交通大臣が必要と認める場合に限る。）の場合において、同号中「役員」とあるのは「第七条第三項に規定する新たに就任した役員」と読み替えるものとする。）とする。

（保証約款の記載事項）

第七条 法第十二条第二項第四号に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 保証金支払の免責事由に関する事項

二 請負契約を変更する場合における措置に関する事項

三 保証契約者及び被保証者の通知義務に関する事項

四 保証金支払に関する紛争の調停人に関する事項

五 保証事業会社が保証金を支払った場合における代位に関する事項

六 法第十三条の二第一項の規定による支払を行おうとする場合においては、工事完成保証人の受益の意思表示、同項に規定する支払の額（以下「支払金」という。）の決定及び支払、支払金支払の免責事由、請負者及び工事完成保証人の通知義務、支払金支払に関する紛争の調停人並びに保証事業会社が支払金を支払った場合における代位に関する事項

七 保証契約に関する訴訟の裁判管轄に関する事項

八 保証契約に前払金保証事業に付随する事業についての特約を付して当該付随する事業を営もうとする場合においては、当該特約に関する事項

（保証金の支払に係る情報通信の技術を利用する方法）

第八条 法第十三条第三項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 発注者の使用に係る電子計算機と保証事業会社の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、保証事業会社の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイ

ル（専ら保証事業会社の用に供されるファイアルをいう。以下この条において同じ。）に記録する方法

ロ 発注者の使用に係る電子計算機に備えられたファイアルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて保証事業会社の閲覧に供し、保証事業会社の使用に係る電子計算機に備えられた当該保証事業会社の受信者ファイアルに当該記載事項を記録する方法

ハ 発注者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイアルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて保証事業会社の閲覧に供する方法

ニ 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第十一条第一項第二号において同じ。）をもつて調製するファイアルに記載事項を記録したものを交付する方法

前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 保証事業会社が受信者ファイアルへの記録を出力することにより書面を作成できるものであること。

二 前項第一号に掲げる方法にあつては、記載事項を発注者の使用に係る電子計算機に備えられたファイアルに記録する旨又は記録した旨を保証事業会社に対し通知するものであること。ただし、保証事業会社が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りではない。

三 前項第一号ハに掲げる方法にあつては、記載事項を発注者の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファイアルに記録する旨又は記録した旨を保証事業会社に対し通知するものであること。ただし、保証事業会社が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときはこの限りでない。

第九条 法第十三条第四項の国土交通省令で定める方法は、前条第一項第二号に掲げる方法とする。

（保証金の支払に係る電磁的方法の種類及び内容）

第十条 令第四条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 第八條第一項各号に規定する方法のうち発注者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

（保証金の支払に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得）

第十一条 令第四条第一項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの

イ 保証事業会社の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて発注者の使用に係る電子計算機に令第四条第一項の承諾又は同条第二項の申出（以下この項において「承諾等」という。）をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイアルに記録する方法

ロ 発注者の使用に係る電子計算機に備えられたファイアルに記録された前条に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて保証事業会社の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイアルに承諾等をする旨を記録する方法

ニ 電磁的記録媒体をもつて調製するファイアルに承諾等をする旨を記録したものを交付する方法

前項各号に掲げる方法は、発注者がファイアルへの記録を出力することにより書面を作成することができないものでなければならない。

第十二条 法第十九条の二第二項に規定する国土交通省令で定める事項は、左に掲げるものとする。

一 保証料の料率及び支払に関する事項

二 保証金の額の決定及び支払に関する事項

三 金融保証契約の解約に関する事項

四 貸付契約を変更する場合における措置に関する事項

五 保証事業会社が保証金を支払った場合における代位に関する事項

六 金融保証契約に関する訴訟の裁判管轄に関する事項

（事業報告書の様式）

第十三条 法第二十三条に規定する事業報告書の様式は、別記様式第二号によるものとする。

(身分証明書の様式)
第十四条 法第二十四条第二項の規定により検査をする職員が携帯すべき証票は、別記様式第三号によるものとする。
 (審査の請求の手続)

第十五条 法第二十五条第一項の規定により審査の請求をしようとする者は、その者の名称又は氏名及び住所、保証事業会社の名称又は役員の氏名並びに請求に係る事実の概要を記載した書面を国土交通大臣に提出するものとする。

附則 この省令は、法施行の日(昭和二十七年七月三十一日)から施行する。

附則 (昭和二十九年五月一日建設省令第一六号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十四年六月三日建設省令第一四号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十六年四月二二日建設省令第三号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和三十七年五月二三日建設省令第一四号)
 この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第三十八号)の施行の日(同年五月二十六日)から施行する。

附則 (昭和四〇年一月一六日建設省令第二号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四四年三月二九日建設省令第一九号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五一年三月三〇日建設省令第五号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五八年四月一八日建設省令第五号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五九年六月一日建設省令第一一号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六一年四月二二日建設省令第五号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六一年二月一八日建設省令第二二号)

この省令は、公布の日から施行する。
附則 (平成元年三月二七日建設省令第三号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成元年九月七日建設省令第一四号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二年九月二五日建設省令第九号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成三年六月二〇日建設省令第一一号)
 (施行期日)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成四年四月一日建設省令第四号)
 (経過措置)
 この省令の施行の日の前日までに決算期の到来した営業年度に係る利益処分に関する書類の様式については、なお従前の例によることのできる。

附則 (平成四年四月一日建設省令第四号)
 (施行期日)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成六年二月二三日建設省令第四号)
 (施行期日)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成七年一〇月二〇日建設省令第二三号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成八年三月一五日建設省令第二号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二一年三月三二日建設省令第八号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二一年三月三二日建設省令第八号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二一年三月三二日建設省令第八号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二一年三月三二日建設省令第八号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二一年三月三二日建設省令第八号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二一年三月三二日建設省令第八号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二一年三月三二日建設省令第八号)
 この省令は、公布の日から施行する。

書について適用し、同日前に開始した事業年度に係る決算期に関して作成すべきものについては、なお従前の例による。ただし、平成十一年一月一日以後に決算期の到来した事業年度に係る事業報告書について適用することができ。

附則 (平成二一年三月二六日国土交通省令第三七号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二一年三月二六日国土交通省令第三七号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二一年三月二六日国土交通省令第三七号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二一年三月二六日国土交通省令第三七号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二一年三月二六日国土交通省令第三七号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二一年三月二六日国土交通省令第三七号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二一年三月二六日国土交通省令第三七号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二一年三月二六日国土交通省令第三七号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二一年三月二六日国土交通省令第三七号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二一年三月二六日国土交通省令第三七号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二一年三月二六日国土交通省令第三七号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二一年三月二六日国土交通省令第三七号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二一年三月二六日国土交通省令第三七号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二一年三月二六日国土交通省令第三七号)
 この省令は、公布の日から施行する。

この省令による改正後の建設業法施行規則、測量法施行規則、公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則、宅地建物取引業法施行規則、自動車道事業会計規則、積立式宅地建物販売業法施行規則、港湾運送事業会計規則及び東京湾横断道路事業会計規則の規定は、平成十六年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る会計の整理又は書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

附則 (平成一八年四月二八日国土交通省令第六〇号)
 (施行期日)
 この省令は、会社法の施行の日(平成十八年五月一日)から施行する。

附則 (平成一八年四月二八日国土交通省令第六〇号)
 (経過措置)
 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附則 (平成一八年四月二八日国土交通省令第六〇号)
 (経過措置)
 この省令の施行前にこの省令による改正前のそれぞれの省令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

附則 (平成一九年五月一四日国土交通省令第五九号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一九年五月一四日国土交通省令第五九号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一九年五月一四日国土交通省令第五九号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一九年五月一四日国土交通省令第五九号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一九年五月一四日国土交通省令第五九号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一九年五月一四日国土交通省令第五九号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一九年五月一四日国土交通省令第五九号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一九年五月一四日国土交通省令第五九号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一九年五月一四日国土交通省令第五九号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一九年五月一四日国土交通省令第五九号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一九年五月一四日国土交通省令第五九号)
 この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一九年五月一四日国土交通省令第五九号)
 この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。

(施行期日)

(經過措置)

附 則
(令和三年三月一日国土交通省令

第七号)

この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。

(施行期日)

附則（令和四年三月三十一日国土交通省

令第一九号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この省令

記様式第二号、第十七号の二及び第十九号並びに公共工事の前払金保証事業に関する法律施行規則別記様式第二号別表（8）は、令和三年四月一日以後に開始した営業年度に係る決算期に關して作成すべき工事経歴書、注記表及び損益計算書並びに比較注記表について適用し、同日前に開始した営業年度に係る決算期に關して作成すべきものについては、なお従前の例によることができる。

省令第九八号)

この省令は、公布の日から施行する。

[illegible][illegible][illegible]

- 1 金融保証事業については、諸負金額の記載を要しない。
- 2 前払金保証事業に付随する事業(契約保証予約)については、保証金額を契約保証予約金額とし、諸負金額の記載を要しない。

被 保 险 者 名 称	件 数	赔 付 金 额	保 险 金 额
	件	千元	千元
合 计			

[illegible]

国有垄断与对国有控制模式状况

備考 当該事業年度末現在の株主について記載すること。

備 名 主 機 大

備考 当該事業年度末現在において、最も大口の株主から順次30位までの者について記載すること。

比較優越計劃表

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

9	繰 上 入	×××	×××	×××	×××
9	貸 倒 引 当 金				
1	支払利息及び雑損失	×××		×××	
2	販 倒 引 金	×××		×××	
3	割 込 費 用 部	×××		×××	
4	間 接 費 用 部	×××		×××	
5	販 倒 引 金 部	×××		×××	
6	株式交付準備部	×××		×××	
7	仕掛等行費用部	×××		×××	
8	半導体研究開発部	×××		×××	
9	繰 上 入	×××	×××	×××	×××
	経常利益(経常費用)		×××		×××
1	前 期 損 益 正 誤	×××		×××	
2	繰上資産売却益	×××		×××	
3	そ の 他	×××	×××	×××	×××
1	前 期 損 益 正 誤	×××		×××	
2	繰上資産売却益	×××		×××	
3	支 出 上 当 損 失	×××		×××	
4	そ の 他	×××	×××	×××	×××
	繰上経常利益(経常損失)		×××		×××
	繰上税、仕入税及び事業税	×××		×××	
	繰上税、等 損 失 額	×××		×××	
	当期純利益(当期純損失)		×××		×××

備考

- 1 繰上計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の会計基準の適用をしない限り、会計の原則及び常識に照準することによって、合理的と認めざることを要する。
- 2 「(9)繰上」欄には、先般において、「(8)繰上利益」を計上したの割合を記載すること。
- 3 「(9)繰上利益、(9)その他」に該当する繰上である繰上「(9)繰上利益、(9)その他の割合」は記載するものについては、当期繰上利益の割合をもつて記載すること。

比較總主資本等變動計算表

[illegible]

当期純利益							×××	×××		×××					×××
自己株式の処分								×××	×××						×××

株主資本以外の項目の当 期変動数(純額)											×××	×××	×××	×××	×××
当期変動額合計	×××	×××	×××		×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
当期純利益	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△××	××	××	××	××	××	××	××

[illegible]

- (1) 税算書面に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法
- (2) 税算書面に計上されたその他有価証券の売却損益等の額を別当として表示する方法
- この場合、詳細・簡易算定等に対する税効果の額、別の当座勘定として表示すること。また、当該税効果の額は、詳細・簡易算定等の内部項目ごとに行う方法又はその他有価証券売却損益等を含む詳細・簡易算定等に対する税効果の額の合計による方法のいずれによることもできる。
- また、繰延ヘッジ勘定についても同様に取り扱うこと。
- なお、税効果の調整の方法としては、例えば、詳細・簡易算定等の増減が定めた事業年度の法定効果税率を使用する方法、繰延税効果資産の取得可能性を考慮した税率を使用する方法等がある。

比 較 注 記 書

項目	事業活動の状況			財政活動の状況		備考
	収入	支出	繰越	収入	支出	
1 国庫金・地方交付金の収入と国庫金と地方交付金の支出						
2 国庫金と地方交付金						
3 国庫金の収入						
4 国庫金の支出						
5 地方交付金の収入						
6 地方交付金の支出						
7 国庫金と地方交付金の繰越						
8 国庫金の繰越						
9 地方交付金の繰越						
10 国庫金と地方交付金の繰越						
11 国庫金と地方交付金の繰越						
12 国庫金と地方交付金の繰越						
13 国庫金と地方交付金の繰越						
14 国庫金と地方交付金の繰越						
15 国庫金と地方交付金の繰越						
16 国庫金と地方交付金の繰越						
17 国庫金と地方交付金の繰越						
18 国庫金と地方交付金の繰越						
19 国庫金と地方交付金の繰越						
20 国庫金と地方交付金の繰越						
21 国庫金と地方交付金の繰越						
22 国庫金と地方交付金の繰越						
23 国庫金と地方交付金の繰越						
24 国庫金と地方交付金の繰越						
25 国庫金と地方交付金の繰越						
26 国庫金と地方交付金の繰越						
27 国庫金と地方交付金の繰越						
28 国庫金と地方交付金の繰越						
29 国庫金と地方交付金の繰越						
30 国庫金と地方交付金の繰越						
31 国庫金と地方交付金の繰越						
32 国庫金と地方交付金の繰越						
33 国庫金と地方交付金の繰越						
34 国庫金と地方交付金の繰越						
35 国庫金と地方交付金の繰越						
36 国庫金と地方交付金の繰越						
37 国庫金と地方交付金の繰越						
38 国庫金と地方交付金の繰越						
39 国庫金と地方交付金の繰越						
40 国庫金と地方交付金の繰越						
41 国庫金と地方交付金の繰越						
42 国庫金と地方交付金の繰越						
43 国庫金と地方交付金の繰越						
44 国庫金と地方交付金の繰越						
45 国庫金と地方交付金の繰越						
46 国庫金と地方交付金の繰越						
47 国庫金と地方交付金の繰越						
48 国庫金と地方交付金の繰越						
49 国庫金と地方交付金の繰越						
50 国庫金と地方交付金の繰越						
51 国庫金と地方交付金の繰越						
52 国庫金と地方交付金の繰越						
53 国庫金と地方交付金の繰越						
54 国庫金と地方交付金の繰越						
55 国庫金と地方交付金の繰越						
56 国庫金と地方交付金の繰越						
57 国庫金と地方交付金の繰越						
58 国庫金と地方交付金の繰越						
59 国庫金と地方交付金の繰越						
60 国庫金と地方交付金の繰越						
61 国庫金と地方交付金の繰越						
62 国庫金と地方交付金の繰越						
63 国庫金と地方交付金の繰越						
64 国庫金と地方交付金の繰越						
65 国庫金と地方交付金の繰越						
66 国庫金と地方交付金の繰越						
67 国庫金と地方交付金の繰越						
68 国庫金と地方交付金の繰越						
69 国庫金と地方交付金の繰越						
70 国庫金と地方交付金の繰越						
71 国庫金と地方交付金の繰越						
72 国庫金と地方交付金の繰越						
73 国庫金と地方交付金の繰越						

[illegible][illegible]

注4 一般に公益金等と認められる表示方法と他の一般に公益金等と認められる表示方法と異なる場合には、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性の乏しい事項は、記載を要しない。

- ① 当該表示方法の変更の内容
- ② 当該表示方法の変更の理由
- ③ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び貸付表の主な項目に係る前事業年度における金額
- ④ 前事業年度における表示方法の変更が実務上不可能な場合には、その理由

(一) 次に掲げる事項を記載する。

① 会計上の見解により当該事業年度に係る貸倒損失額、損益計算額、株主資本等変動計算書又は注記の事項のうちその組合に生じた事項については、貸倒損失等の金額が異なる場合、当該組合の株主資本等変動計算書又は注記の事項と異なる事項を示す説明があるものとする。

② 当該事業年度の貸倒損失額、損益計算額、株主資本等変動計算書又は注記の(1)に記載の事項と異なること

③ ①に記載のものとはおなじ、②に記載する前に係る会計上の見解の内容に関する説明に資する事項

④ 会計上の見解と異なるものの場合、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性のない事項は、記載を要しない。

ア 当該会計上の見解の内容及その理由

イ 当該会計上の見解との異なるものの貸倒損失額、損益計算額、株主資本等変動計算書の誤差の内容及その修正率

ロ 当該見解と異なる内容の当該組合の事業年度末の貸倒損失額は損益計算額及び資本等変動計算額から算出され、当該組合に関する事項

経 営 情 況 説 明 書 に 関 する 事 項

⑤ ④に記載したものとはおなじ、次に掲げる事項を記載する。ただし、重要性のないものは、記載を要しない。

(注) 次に掲げる事項に区分して記載すること。

- (1) 貸倒損失の発生
- (2) 貸倒準備金の増減、貸倒準備金、株主資本変動計算書及び貸倒表の主な項目に関する前事業年度における影響額
- (3) 前事業年度の報告における減価償却累計額に対する見積りの影響額

(4) 貸倒金に係る引当金と金銭債権とに該当している貸倒金の貸倒金引当額の引当金の金額

(5) 貸倒金に係る減価償却累計額を減価償却累計とに該当している貸倒金の貸倒金引当額の減価償却累計額

(6) 貸倒金に係る減価損失累計額を減価償却累計額に合算して減価償却累計額の項目をもって表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨

[illegible]

注10 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因を定性的に記載すること。

注11 ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース期間に基づき原則の途中において当該リース契約を解除することができるといえるものはこれに準ずるもの）で、リース物件（当該リース契約により使用する物件を含む。）の借主が、当該リース物件からのもたらされる経済的利益を本質的に享受することができるが、かつ、当該リース物件の所有に際して生じる費用も本質的に負担することとなるものという。）の借主である株式会社は当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない（固定資産について、定性的に記載すること）。

表 11 現金及現金等價物						
項目名稱	定期存款	通知存款	貨幣基金	……	計	備 註
銀行存款	年初	年初	年初	年初		
計						

表 12 應收票據及應收賬款						
項目名稱	應收票據	應收賬款	……	計	備 註	
銀行存款	年初	年初	年初			
計						

<u>金 融 信 託 報 表</u>						
金融信託 の環境	指定金融 信託	特定金融 信託	……………	計	附 属	
項目名	千円	千円	千円	千円		
////////////////////			//////////	//		
			//////////	//		
計						

備考	
①	一 取引関係による有価証券に関する記載は、直轄するところで行なふこと。ただし、この場合においては、記載をなす者の氏名については、事業の継続性に関係のある場合には、その両当事者間の合意により、記載をなす者は変更すること。は、社会債、国債、地方債及び大株主に対する、譲渡の制限及び買戻し期間中に上場と並列して、その後の発行に於いては譲渡制限及び反送給、出資促進等に対して特別の制限及び買戻し期間中に上場と並列して記載をなすこと。
②	流動負債に計上した有価証券は投資有価証券を区別し、さらに売買目的有価証券、売却後目的の債券及びその他の有価証券に区分して記載すること。
③	社会債の取得は、「何れの場合にも担保付債権」のように記載し、国債及び地方債の取得は、「何れの場合にも」「又は」「何れの場合にも」のように記載すること。なお、新株予約権が附けられている場合には、その権利を記述すること。
④	「その他」の欄には有価証券の種類を区別して記載すること。

[illegible]

備考

- 1 前払金保証事業、金融保証事業及び前払金保証事業に付随する事業の事業開始に作成すること。
- 2 金融保証事業については、「工事費」及び「償還金」の欄に留意し、「貸付終了期前年月日」の欄に「保証金支払請求年月日」と、「既払額」との欄に「貸付金に充てる旨及び請求年月日」と、「工事出来高」の欄に「貸付金を返還した額及びその他貸付金減少額」とし、「保証契約者名」の欄に金融保証事業の種類の欄にかつて記載すること。
- 3 前払金保証事業に付随する事業については、「既払額」及び「工事出来高」の欄は省略すること。

姓名 氏名		年齢 歳		性別 男 女	
職業 職		学歴 年		収入 円	
家族構成 家族構成		家族構成 家族構成		家族構成 家族構成	